



宅建ひろば 238 2025年1月

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 所沢支部

<http://www.takuken.or.jp/tokorozawa/>

メールアドレス tokorozawa-shibu@takuken.or.jp

所沢市元町 28-17 元町郵便ビル 2F TEL 2924-6599 Fax 2924-6116

営業時間：9時～16時 定休日：水・土・日・祝日

支部長：市川雅巳 広報委員：鈴木孝昌・田辺清春・相川浩司

～メール配信をご希望の場合は上記アドレスまでメールでお申込みください～

1. 総会・新年賀詞交歓会のお知らせ
2. 不動産無料相談開催のお知らせ
3. 不動産無料相談開催報告
4. 会員情報
5. 宅建建物取引業者票改定のお知らせ



※ 2月6日(木)は総会・新年会のため、事務局はお休みとさせていただきます。

1. 総会・新年賀詞交歓会のお知らせ

令和6年度の総会・新年賀詞交歓会を開催いたします。

(なお、新年賀詞交歓会は定員に達したため参加受付は終了しております。)

☆ 日時：令和7年2月6日(木)

17時～ 総会 (受付16時半～)

18時～ 新年会 (受付17時～)

☆ 場所：「ラ・ポア・ラクテ」川越市脇田本町22-5

☆ 会費：5,000円・・・当日集金

※総会ご出席の方は議案書をご持参ください。

※新年賀詞交歓会ご出席の方は名刺(2枚以上)をご持参ください。

2. 不動産無料相談開催のお知らせ

○日時：令和7年2月7日(金) 13:00～15:00

○場所：所沢支部事務局 ※予約優先 TEL04-2936-6688

3. 不動産無料相談開催報告

1月10日(金)所沢市役所1階ロビーにおいて不動産無料相談会を開催し、14名の相談員と弁護士の堀先生で対応致しました。相談件数は12件でした。

相続物件の扱い方に関する相談がやはり一番多く、売却を含めた形ではあるのですが、そもそも相続した不動産が近くではなく地方で、処分に困っているという内容がほとんどです。

そんな中、1つ面白い相談がありました。今後会員の皆様にも似たような相談が寄せられるかもしれない内容ですが。現在、東京都では高校の無償化を推し進めております。この制度を利用したく、隣接する東京都への移住を考えていて、今ある住宅をどのようにしていけばよいかという相談でした。この相談は、相談員の空き時間でも少し話題となり、やはり年頃のお子様を持つご家庭では、この無償化という制度はタイムリーな問題で親同士でも話題になるそうです。

ケースバイケースではありますが、売却の相談や査定などは、お近くの手マークがある不動産屋に相談してみてもいいかと結んでいます。会員の元へ、そのような相談があった際には快く対応いただければと思います。

ご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

相談委員長 米沢 渡

4. 会員情報

令和7年1月31日現在 220名

事由	所属ブロック	商号	代表者	所在地
入会	3-1	ケイアイプランニング(株) 小手指営業所	堀口幸昌	榎町8-10 ハビショビル2F TEL2969-0680 FAX2969-0690
入会	2-5	(株)アイダ設計 所沢モデル店	會田貞光	宮本町2-25-8 TEL050-3173-2402 FAX050-3153-1833
退会	2-4	エステート池ノ谷	池ノ谷喜文	山口1160-1 TEL2929-2711 FAX2929-2712

5. 宅建建物取引業者票改正のお知らせ

令和7年4月1日より宅建建物取引業者票、および従業者名の記載内容が改正されます。改訂版業者票につきましては、1月の会員直送便に同封されます。令和7年4月1日施行後に差替え対応をお願いいたします。

宅建建物取引業法施行規則が改正されます

令和7年4月1日施行

1 事務所掲示物の宅建建物取引業者票の改正点

宅建建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 埼玉県知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅建建物取引士の数	(宅建建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

- 削除** 専任の宅建建物取引士氏名
- 追加** 事務所の代表者 (政令で定める使用人) の氏名
- 追加** 専任の宅建建物取引士の人数

裏面に変更箇所の注意点を記載しております

2 事務所に備える従業者名簿の改正点

- 削除** 性別 ・ 生年月日

従業者名簿							
氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅建建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所でなくなくなった年月日

宅建協会にご入会いただくことで、各種書式・様式が入手可能です
本新様式は施行日以降ハトサポ>契約書式にて公開予定!

宅建建物取引業者票記載方法

令和7年4月1日施行

宅建建物取引業法の解釈・運用の考え方

第50条第1項関係

1 専任の宅建建物取引士の数の記載方法について

事務所に掲示する宅建建物取引業者票の記載事項のうち「この事務所に置かれている専任の宅建建物取引士の数」欄の「宅建建物取引業に従事する者の数」については、当該事務所に置かれている専任の宅建建物取引士の数について変更があった場合のみ変更することとし、当該変更に伴い提出する専任の宅建建物取引士設置証明書に記載された「宅建建物取引業に従事する者の数」と同じ数を記載することとする。

添付書類 (3) (A4)

専任の宅建建物取引士設置証明書

下記の事項は、宅建建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

年 月 日

埼玉県知事

商号又は名称

氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

事務所の名称	所在地	専任の宅建建物取引士の数	宅建建物取引業に従事する者の数

※サイズ変更はありません

宅建建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 埼玉県知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅建建物取引士の数	(宅建建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

※専任の宅建建物取引士設置証明書は免許申請 (新規・更新)、名簿記載事項変更届出 (一部) の添付書類です。

※ダウンロードできない様式です

◎令和7年4月1日前に宅建業免許を取得される場合・すでに取得されている場合
現行 (改正前) の業者票を掲示し、令和7年4月1日に改正版と差替え対応をしてください。

◎令和7年4月1日以降に宅建業免許を取得される場合
改正版の様式を掲示してください。